主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人正岡正延の上告趣意は、事実誤認の主張にとどまり、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また、記録を調べても、原判決挙示の各証拠を綜合すれば、原判示の事実を認めることができるのであつて、所論の如き証拠の曲解等の疑はない。即ち、同四一一条を適用すべき場合にも当らない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和三〇年一〇月一二日

最高裁判所第二小法廷

茂			山	栗	裁判長裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官
克			田	池	裁判官

裁判官小谷勝重は出張につき記名押印することができない。

裁判長裁判官 栗 山 茂